

新潟市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 8 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 33 号

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 12 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（7）の表に次のように加える。

10	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事許可申請手数料		
	（1） 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は、次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分による。		
	ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	16,000円
	イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円
	ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	36,000円
	エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	50,000円
	オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	61,000円
	カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	79,000円
	キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	120,000円

ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	190,000円
ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	290,000円
コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	410,000円
サ 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	530,000円

(2) 土石の堆積に関する工事の場合は、次に掲げる土石の堆積を行う土地の面積の区分による。

ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	28,000円
カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	36,000円
ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	46,000円

		0,000平方メートル以内のもの	
	ケ	40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 63,000円
	コ	70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 90,000円
	サ	100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 120,000円
1 1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画変更許可申請手数料		
	(1)	盛土又は切土に関する工事の計画変更	変更許可申請1件につき、ア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が16,000円未満のときはその手数料の額は16,000円とし、その額が530,000円を超えるときはその手数料の額は530,000円とする。
	ア	盛土又は切土に関する工事の設計の変更	盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地

		の面積) に応じ前項第 1 号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額
イ	盛土又は切土をする土地の拡大に係る工事の面積の変更	拡大する盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項第 1 号に規定する額
(2)	土石の堆積に関する工事の計画変更の場合	変更許可申請 1 件につき、ア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が 12,000 円未満のときはその手数料の額は 12,000 円とし、その額が 120,000 円を超えるときはその手数料の額は 120,000 円とする。
ア	土石の堆積に関する工事の設計の変更	土石の堆積をする土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ前項第 2 号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額

	イ 土石の堆積をする土地の拡大に係る 工事の面積の変更	拡大する土石の堆積をする土地の面積に応じ前項第2号に規定する額
12	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間 検査手数料 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積 の区分による。 (1) 1,000平方メートル以内の もの (2) 1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの (3) 3,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの (4) 20,000平方メートルを超 え40,000平方メートル以内のも の (5) 40,000平方メートルを超 え70,000平方メートル以内のも の (6) 70,000平方メートルを超 え100,000平方メートル以内の もの (7) 100,000平方メートルを 超えるもの	1件につき 2,300円 1件につき 3,400円 1件につき 4,500円 1件につき 9,000円 1件につき 18,000円 1件につき 32,000円 1件につき 45,000円
13	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭	1件につき 500円

和 3 7 年建設省令第 3 号) 第 8 8 条の規定に
よる証明書の交付手数料

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 8 日から施行する。